

## お取引前の重要説明事項(店頭外国為替証拠金取引)

(全取引ツール共通: MT4/FOREXTrader/Advantage Trader)

### 店頭デリバティブ取引に係わる重要事項

○本取引は、金融商品取引法において不招請勧誘禁止の対象となっている店頭デリバティブ取引であるため、お客様より事前に要請がない限り訪問・電話による勧誘はできない取引です。(注1)

※本取引に関して行われた勧誘が訪問・電話による場合、お客様の要請によるものであることを改めてご確認ください。

○本取引は、証拠金の額を上回る取引を行うことができることから、場合によっては、大きな損失が発生する可能性を有しています。その損失は、差し入れた証拠金の額を上回る場合があります。お客様の勧誘の要請により勧誘が開始された場合においても、本取引の内容等を十分ご理解の上、お取引いただきますようお願いいたします。

○お取引内容に関するご確認・ご相談や苦情等につきましては当社クライアント・サービスまでお申し出ください。なお、お取引についてのトラブル等は、以下のADR(注2)機関における苦情処理・紛争解決の枠組みの利用も可能です。

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター

電話番号: 0120-64-5005(フリーダイヤル)

(注1)ただし、以下に該当する場合は適用されません

- ・当該取引に関して特定投資家に移行されているお客様の場合
- ・勧誘の日前1年間に、2以上のお取引をいただいたお客様及び勧誘の日に未決済の残高をお持ちのお客様の場合
- ・外国貿易その他の外国為替取引に関する業務を行う法人のお客様であって、お客様の保有する資産および負債に係わる為替変動による損失の可能性を減殺することを目的とする場合

(注2)ADRとは、裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続きによらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与してその解決を図る手続きをいいます。

本書面には、金融商品取引法第 37 条の 3 第 1 項の規定により、これからゲインキャピタル・ジャパン株式会社(以下「当社」と店頭外国為替証拠金取引を行われるお客様)に対してご説明することが義務付けられている重要な事項が記載されています。当社と契約し、お取引を開始される前に本書面に記載された内容を熟読された上で、ご自身の判断と責任を以て本取引を開始していただきますようお願いいたします。

★当社の会社概要及び連絡先:

商号           ゲインキャピタル・ジャパン株式会社  
住所           東京都中央区日本橋室町 4 丁目 4 番 10 号 東短室町ビル 3 階  
電話           03-5205-6161(代表)  
F A X          03-5205-6162  
フリーダイヤル 0120-288-168  
ホームページ <http://www.forex.com/jp/>  
代表者        代表取締役 百瀬 茂  
業務           第一種金融商品取引業  
業務内容      店頭デリバティブ取引(店頭外国為替証拠金取引)  
会社設立      平成 14 年 4 月 17 日  
登録番号      関東財務局長(金商)第 291 号  
加入協会名   一般社団法人 金融先物取引業協会(会員番号 1539)

★苦情受付窓口

受付時間       平日 9:00~21:00  
窓口           クライアント・サービス  
受付方法       電話:0120-288-168  
                  メール:jpclientservices@forex.com  
                  ファックス:03-5205-6162  
                  郵送:上記住所

★苦情処理・紛争解決

苦情処理・紛争解決について、利用可能な指定紛争解決機関は次のとおりです。

金融商品取引業関連

指定紛争解決機関   特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター

(FINMAC)

電話番号/受付時間 0120-64-5005(フリーダイヤル) / 平日 9:00~17:00

URL <http://www.finmac.or.jp/>

所在地 東京:東京都中央区日本橋茅場町 2-1-13 第三証券会館  
大阪:大阪府大阪市中央区北浜 1-5-5 大阪平和ビル

★【個人情報の取り扱いに関する苦情相談窓口: 第三者機関】

当社は、個人情報の保護に関する法律に基づく認定を受けた認定個人情報保護団体である次の団体に加盟しています。当該団体では、加盟会社が行う金融先物取引業に係わる個人情報の取り扱いについての苦情・相談を受け付けています。

一般社団法人金融先物取引業協会 (<http://www.ffaj.or.jp/hogodantai/index.html>)

【苦情相談窓口】 個人情報苦情相談室

電話番号 03-5280-0881

1. 取引による損失のリスクと注意事項

店頭外国為替証拠金取引(以下「本取引」)は、元本や利益の保証がなくリスクを伴う取引です。また、場合によっては、お客様が預託した金額を超える損失(元本超過損)を被る場合があります。お取引を開始する前に必ず取引の内容、危険性等をご理解いただき、ご自身の判断と責任で取引を行う必要があります。また、本取引において当社はお客様との各契約及び取引上において、お客様の相対当事者となります。お客様の注文について、当社が取次ぎを行い、お客様若しくはその取引相手方を代理し、又はお客様及びその取引相手方の間の取引を媒介することはありません。

本取引は、為替取引市場の相場及びその他要因等により、利益が発生する可能性がある一方、損失が発生する可能性があります。また、金利等の調整金(スワップポイント)によって損失が発生する可能性があります。また、本取引においては、当社が提示する買値と売値の価格に値差(スプレッド)が存在します。この差はスワップポイントにも存在します。

本取引はレバレッジを利用する取引のため、お客様からお預かりする預託金に比べて大きい額が取引されることに加え、下記の事由による取引・市場環境の変化によりスプレッド幅の拡大、取引や注文発注・変更・取消・確認が不能となる又は意図しない約定並びに約定価格の発生の結果、予期せぬ損失が発生するなどのリスクがあり、

当社はこれら損失につき、一切免責となることを予めご了承下さい。

- ・ 国内外の政治経済上など外国為替市場に影響する重大な事件・決定・変化
- ・ 上記又は国内外祝祭日(その前日等も含む)、週末・週初における流動性の低下
- ・ 当社又はお客様のサーバー、コンピューター及びその周辺機器、関連ソフトウェア、プログラム他の故障、誤動作及び不具合の発生、通信機器・通信回線の混線、不通、故障他
- ・ 自然災害、事故、同業罷免、戦争、暴動、内乱、テロ行為、不可抗力他、当社の責めに帰さない理由による事業所・家屋の損壊、通信回線及び電力供給の遮断・不通・混線その他
- ・ 上記以外に発生し得るリスクの発生(本書面「5. 注文が行えない可能性」をご参照下さい)

\* 一度成立した約定は本書面 11-3 及び 22-2-C の規定する事項並びに「24. その他(ア) マニフェスト・エラーまたはバッドティックについて」の記載事項以外は原則として取消や訂正を行うことはありません。お取引の際はシステムの操作方法等をご確認の上お取引をお願いします。

## 2. カバー取引相手方

お客様がお取引される店頭外国為替証拠金取引は店頭デリバティブ取引(金融商品取引法第2条第22項)であり、お取引の相手方は当社となります。当社は、お客様と当社の間での取引を成立させると同時に、当該取引により生じ得る当社の市場リスクの回避を目的として、金融機関を相手方としてカバー取引を行っております。

当社の「カバー取引」の相手方の名称、監督機関及び業務内容は以下のとおりです。

店頭外国為替証拠金取引

名 称 : Gain Capital UK Limited

監督機関 : UK The Financial Conduct Authority  
(FCA: 英国金融行為規制機構)

業務内容 : 店頭外国為替証拠金取引

## 3. 証拠金等の管理(信託保全)

(1) 当社ではお客様からの本取引に係る証拠金の全額をドイツ信託株式会社に金

銭信託し当社の固有財産とは分別して保管を行います。

(2) 信託保全の対象は毎営業日ニューヨーク時間午後 5 時(米夏時間適用時は日本時間午前 6 時、同冬時間適用時は日本時間午前 7 時、以下「ニューヨーククローズ」) 時点での証拠金額に、お客様の保有するポジションと評価レートにより算出した評価損益を反映した金額となります(お客様からお預かりした証拠金に、算出した評価損益を反映した金額を、以下「証拠金等」といいます。)。また当社では、証拠金等の総額以上の金銭が信託口座に分別保管されるよう証拠金等の保全を図ります。

(3) 証拠金等がドイツ信託株式会社の信託口座へ入金されるまで、上記信託保全の対象となりませんが、その間もお客様からの証拠金預り口座であることがその名義により明らかな銀行口座にて当社の固有財産とは分別して証拠金等の管理を行います。但し、かかる銀行口座にて証拠金等の管理を行っている間に当社又は当該銀行が破たんした場合、お預かりした証拠金等の一部又は全部が返還されない可能性があります。

(4) 当社では受益者であるお客様の利益を代表する受益者代理人として弁護士を選定し、信託契約に基づく業務を委託します。受益者代理人は保全金額の照合、証拠金等の信託状況等の管理、監督を行います。受益者代理人は信託契約書第 16 条 2 項に定める事項について受益者代理人が確認を行う事務を当社の内部管理責任者に委託します。

(5) 受益者代理人は、当社に支払い停止、破綻等の事象が生じた場合、ドイツ信託株式会社から信託財産の返還を受けます。その際お客様の残存ポジションを清算し、諸費用を控除して、お客様の口座資産に応じて配分額を計算し証拠金等を返還します。なお、お客様が受益者代理人を通じて証拠金等相当額を受領された場合は、その金額について当社のお客様に対する証拠金等の返還がなされたこととなります。

(6) ドイツ信託株式会社は、当社及び受益者代理人の監督、選任の責任を負うものではありません。又、当社に替わってお客様に対する証拠金等の支払い義務を負うものではありません。またお客様はドイツ信託株式会社に対し、直接証拠金等の支払い請求を行うことはできないものとします。

(7) 当社の支払い停止、破綻等の事象が生じた場合には、お客様へ資金の配分をする際、受益者代理人とドイツ信託株式会社にお客様の個人情報を提供することが

あります。

#### 4. 当社その他の者の事情及び状況の変化による損失の危険性

相場の急変動や流動性の低下またはシステム不具合その他の原因での当社の業務に支障が生じ、決済取引を適時に行えない場合には、お客様の保有ポジションの強制決済(以下、「ロスカット」)の措置(本書面「15. ロスカットについて」をご参照下さい。)も適宜な価格で執行されない可能性があります。また、お預かりした証拠金額以上の損失を被ることがあります。また、当社のカバー先は1社のため、カバー先のシステム障害又は当社とカバー先をつなぐネットワークやシステムの不具合等により、取引ができなくなる可能性があります。また、当社カバー先は複数のカバー先を有していますが、市場の急変動等により流動性が低下し一部または全部の取引を停止するリスクがあります。(22-2-Bをご確認ください)。なお、全ての注文は当社が別途認めた場合を除いて当社の取引システムを経由する方法のみでお受けいたします。

上記に限らず、当社、カバー取引先、又は当社が預入・預託する金融機関の業務・財産の状況が悪化した場合等、お預かりした証拠金その他のお客様の資産の返還が遅延し、又は困難になることで、お客様が損失を被る可能性があります。

#### 5. 注文が行えない可能性

下記の場合に、注文が発注できないことにより、お客様に損失が発生するリスクがあります。

- ・取引システム(お客様が本取引に関連して使用した第三者の提供するシステム、ソフトウェア、プログラム及び機器を含みます。)又は当社及びお客様を結ぶ通信回線等が正常に作動しないこと(お客様の誤入力又は操作自体に起因する場合も含みます。)により、約定の遅延、誤約定若しくは未約定の発生又は注文の発注、執行、確認、取消などが行えない場合

- ・外国為替取引市場での価格変動が激しい場合や流動性の低下その他の事情から、価格配信の停止、取引停止、注文の発注、変更、取消しが行えない、取引が成立しない又は意図しない約定又は約定価格の発生の可能性があります。

- ・適合性の原則に基づきまたは過度な取引を抑止する等のために、取引や入金状況を確認のうえ、取引等を制限する場合があります。

- ・注文は法規制上もしくは当社の判断により約定執行が不相当と判断された場合は、受注又は約定執行の拒否・取消をされることがあります。なお、注文は前記以外の理由でも成立されない場合があります。

当社は全てのお客様から発注される注文執行時又はロスカットの際、注文または取

引を統合して執行し約定することができるものとします。このためお客様の約定結果が時として不利に働く場合があります。また、注文は法規制上もしくは当社の判断により約定執行が不相当と判断された場合は、受注又は約定執行の拒否・取消をされることがあります。なお、注文は前記以外の理由でも成立されない場合があります。これに関連して、同通貨ペアで同値指値の注文に関しては受注時間と受注量を兼ね合い約定執行されますが、これは必ずしも当社の義務ではないことをご了承ください。

## 6. ロールオーバー及びロスカットに係わることについて

本書面「1. 取引による損失のリスクと注意事項」でご案内しましたとおり、ポジションのロールオーバー時に、通貨間の金利差調整が行われます。(米国東部時間午後4時59分台に計算が始まります。米国はサマータイム制度が導入されているため、スワップ計算開始時間は夏時間と冬時間で異なりますので、ご注意ください。また、当該時間前後にポジションをオープンされた場合、そのタイミングにより、当該ポジションが前日にオープンしたものとして取り扱われる場合がありますのでご注意ください)。その結果、お持ちのポジションの種類によっては損失(金利の支払い)が発生いたします。金利差調整は取引・市場環境の変化でその額及び受取・支払いが変化する場合があります。

ロスカットの執行時には、相場の急激な変動によりお預けになっている証拠金を上回る損失が発生する可能性があります。証拠金を上回る損失が発生した場合は、お客様のご負担になります。(本書面「15. ロスカットについて」をご参照下さい)。

## 7. 手数料について

### 7-1 取引手数料

売買、新規注文、決済注文の別にかかわらず無料となっております。

### 7-2 口座管理料

お客様への快適なお取引環境を提供するために、サーバーの負荷分散・負荷軽減を目的として、長期間お取引のない取引口座に対し口座管理料を課金させていただきます。

### 7-3 口座管理料課金対象口座

上記口座管理料の明細は下記ようになります。

(1) FOREXTrader 口座及び平成 29 年 2 月 3 日以前に口座開設をした MT4 口座の場

合は、口座残高が5万円未満で、且つ計算基準時点より過去180日間以上お取引及び保有ポジションのない取引口座に対し毎月2,100円(税込)を課金させていただきます。計算基準日は毎月第一金曜日ニューヨーククローズとなります。

(2) Advantage Trader 口座及び平成29年2月4日以降に口座開設したMT4口座の場合は、平成29年2月4日以降に、360日間以上口座残高が5万円未満で、且つお取引がない又はポジションが無い状態が継続した取引口座に対し毎月1,500円(税込)を課金させていただきます。

#### 8. 手数料(口座管理料)の徴収について

口座管理料はお客様の取引口座より引落しをさせていただきます。またお客様の口座残高が口座管理料に満たない場合には、口座残高の範囲内で徴収させていただきますので、お客様の取引口座の残高が0円未満になることはなく、別途お客様に支払い義務も発生いたしません。

#### 9. クーリング・オフについて

店頭外国為替証拠金取引については、お客様が注文執行後に当該注文に係る契約を解除することはできません(金融商品取引法第37条の6に定めるいわゆるクーリング・オフの規定は適用されません)。

#### 10. 取引時間

店頭外国為替証拠金取引に関しては月曜午前6時から土曜午前6時まで(米国夏時間適用時。冬時間適用時は月曜午前7時から土曜午前7時まで)が取引時間となります。また、取引時間はメンテナンスその他の理由から中断及び調整がなされる場合がございます。また、お客様の注文発注後は注文内容並びにオープン・ポジションをお持ちの場合は口座内の維持証拠金額の推移の確認を適宜行い、当社のお客様口座に関する連絡等に対して、いつでも対応できる状態にすることがお客様独自の責務となります。

#### 11. 店頭外国為替証拠金取引行為に関する禁止行為

11-1 金融商品取引業者は、金融商品取引法により、顧客を相手方とした店頭外国為替証拠金取引、又は顧客のために店頭外国為替証拠金取引の媒介、取次ぎ若しく



は代理を行う行為(以下、「店頭外国為替証拠金取引行為」といいます。)に関して、次のような行為が禁止されていますので、ご注意下さい。

- a. 店頭外国為替証拠金取引契約(顧客を相手方とし、又は顧客のために店頭外国為替証拠金取引行為を行うことを内容とする契約をいいます。以下同じです。)の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為
- b. 顧客に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤解させるおそれのあることを告げて店頭外国為替証拠金取引契約の締結を勧誘する行為
- c. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結の勧誘の要請をしていない顧客に対し、訪問し又は電話をかけて、店頭外国為替証拠金取引契約の締結の勧誘をする行為(ただし、金融商品取引業者が継続的取引関係にある顧客(勧誘の日前1年間に、2以上の店頭金融先物取引のあった者及び勧誘の日に未決済の店頭金融先物取引の残高を有する者に限ります。)に対する勧誘及び外国貿易その他の外国為替取引に関する業務を行う法人に対する為替変動リスクのヘッジのための勧誘は禁止行為から除外されます。)
- d. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結につき、その勧誘に先立って、顧客に対し、その勧誘を受ける意思の有無を確認することをしないで勧誘をする行為
- e. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結につき、顧客があらかじめ当該店頭外国為替証拠金取引契約を締結しない旨の意思(当該勧誘を引き続き受けることを希望しない旨の意思を含みます。以下同じです。)を表示したにもかかわらず、当該勧誘をする行為又は勧誘を受けた顧客が当該店頭外国為替証拠金取引契約を締結しない旨の意思を表示したにもかかわらず、当該勧誘を継続する行為
- f. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結又は解約に関し、顧客に迷惑を覚えさせるような時間に電話又は訪問により勧誘する行為
- g. 店頭外国為替証拠金取引について、顧客に損失が生ずることになり、又はあらかじめ定めた額の利益が生じないこととなった場合には自己又は第三者がその全部若しくは一部を補てんし、又は補足するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させる行為
- h. 店頭外国為替証拠金取引について、自己又は第三者が顧客の損失の全部若しくは一部を補てんし、又は顧客の利益に追加するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させる行為
- i. 店頭外国為替証拠金取引について、顧客の損失の全部若しくは一部を補てんし、又は顧客の利益に追加するため、当該顧客又は第三者に対し、財産上の利益を提供し、又は第三者に提供させる行為

- j. 本説明書の交付に際し、本説明書の内容について、顧客の知識、経験、財産の状況及び店頭外国為替証拠金取引契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をしないこと
- k. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結又はその勧誘に関して、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為
- l. 店頭外国為替証拠金取引契約につき、顧客若しくはその指定した者に対し、特別の利益の提供を約し、又は顧客若しくは第三者に対し特別の利益を提供する行為（第三者をして特別の利益の提供を約させ、又はこれを提供させる行為を含みません。）
- m. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結又は解約に関し、偽計を用い、又は暴行若しくは脅迫をする行為
- n. 店頭外国為替証拠金取引契約に基づく店頭外国為替証拠金取引行為をすることその他の当該店頭外国為替証拠金取引契約に基づく債務の全部又は一部の履行を拒否し、又は不当に遅延させる行為
- o. 店頭外国為替証拠金取引契約に基づく顧客の計算に属する金銭、有価証券その他の財産又は証拠金その他の保証金を虚偽の相場を利用することその他不正の手段により取得する行為
- p. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結を勧誘する目的があることを顧客にあらかじめ明示しないで当該顧客を集めて当該店頭外国為替証拠金取引契約の締結を勧誘する行為
- q. あらかじめ顧客の同意を得ずに、当該顧客の計算により店頭外国為替証拠金取引をする行為
- r. 個人である金融商品取引業者又は金融商品取引業者の役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含みます。）若しくは使用人が、自己の職務上の地位を利用して、顧客の店頭外国為替証拠金取引に係る注文の動向その他職務上知り得た特別の情報に基づいて、又は専ら投機的利益の追求を目的として店頭外国為替証拠金取引をする行為
- s. 店頭外国為替証拠金取引行為につき、顧客から資金総額について同意を得た上で、売買の別、通貨の組合せ、数量及び価格のうち同意が得られないものについては、一定の事実が発生した場合に電子計算機による処理その他のあらかじめ定められた方式に従った処理により決定され、金融商品取引業者がこれらに従って、取引を執行することを内容とする契約を締結する場合において、当該契約を書面により締結しないこと（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により締結する場合を除きます。）

t. 店頭外国為替証拠金取引行為につき、顧客に対し、当該顧客が行う店頭外国為替証拠金取引の売付又は買付と対当する取引(これらの取引から生じ得る損失を減少させる取引をいいます。)の勧誘その他これに類似する行為をすること

u. (個人のお客様の場合)通貨関連デリバティブ取引(店頭外国為替証拠金取引を含みます。v.において同じ。)につき、顧客が預託する証拠金額(計算上の損益を含みます。)が金融庁長官が定める額(想定元本の4%。v.において同じ。)に不足する場合に、取引成立後直ちに当該顧客にその不足額を預託させることなく当該取引を継続すること

(法人のお客様の場合)店頭外国為替証拠金取引につき、顧客の実預託額が約定時必要預託額に不足する場合に、取引成立後直ちに当該顧客にその不足額を預託させることなく当該取引を継続すること

v. (個人のお客様の場合)通貨関連デリバティブ取引につき、営業日ごとの一定の時刻における顧客が預託した証拠金額(計算上の損益を含みます。)が金融庁長官が定める額に不足する場合に、当該顧客にその不足額を預託させることなく取引を継続すること

(法人のお客様の場合)店頭外国為替証拠金取引につき、営業日ごとの一定の時刻における実預託額が維持必要預託額に不足する場合に、速やかにその不足額を預託させることなく取引を継続すること

w. 顧客にとって不利なスリッページが発生する場合(注文時の価格より約定価格の方が顧客にとって不利な場合)には、顧客にとって不利な価格で取引を成立させる一方、顧客にとって有利なスリッページが発生する場合(注文時の価格より約定価格の方が顧客にとって有利な場合)にも、顧客にとって不利な価格で取引を成立させること

x. 顧客にとって不利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲を、顧客にとって有利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲よりも広く設定すること(顧客がスリッページを指定できる場合に、顧客にとって不利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲が、顧客にとって有利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲よりも広くなるよう設定しておくことを含む。)

y. 顧客にとって不利なスリッページが発生する場合に成立させる取引額の上限を、顧客にとって有利なスリッページが発生する場合に成立させる取引額の上限よりも大きく設定すること

11-2 お客様は、当社との店頭外国為替証拠金取引において、各号に定める行為を行ってはならないことに予め承諾することとします。

なお、お客様の行為が禁止行為に該当するかの判断は当社が行い、お客様は当社の判断に従うこととします。

- a. 当社がサーバー上で提供する取引システムの改変及び提供ツール以外を使用する行為、若しくはその疑いのある行為
- b. 取引の如何にかかわらず取引システム又はサーバー等の運用に対して過大負荷を強いる行為
- c. 取引システムで通常実行できないような取引を行う行為
- d. お客様と当社の間で交わされた電子メール、電話、書簡等の内容を当社の書面の同意を得ずに公開、複製、転載、再配布、販売する行為
- e. 当社の役職員(当社の関連会社並びに業務委託の第三者を含む。)に対する暴言、恫喝、脅迫、虚言、誹謗中傷、名誉を毀損する言動、業務を妨害する行為
- f. 取引システムの脆弱性、当社又はお客様の通信機器、通信回線、システム機器等若しくはインターネットの脆弱性、インターバンク市場等の混乱等を利用して不当に利益を得ようとする行為
- g. 当社価格配信のレイテンシーを利用し利益を得ようとする行為
- h. 過度な投機的取引を行う行為
- i. 短時間での注文を繰り返し行う行為
- j. 取引とは関係がないと思われる入出金を繰り返し行う行為
- k. 他人名義(家族名義を含む)で口座開設の申し込みを行うことまたは他人名義の口座を利用して取引を行う行為
- l. 前各号のほか、当社とお客様または他のお客様との円滑な取引に支障をきたす行為

11-3 お客様が当社と行う取引について、前 11-2 の禁止行為が行われた場合、当社は事前の通知なく当該口座を凍結し、過去に遡り約定を無効とすることができるものとします。これにより不足金が発生した場合、当該不足金について当社はお客様に請求できるものとします。また、当該取引により当社が損害を被った場合は、お客様は当該損害に対し賠償責任を負うものとします。なお、当社はいかなる理由であっても、約定の無効によりお客様に生じた一切の損害につき、お客様に対して何らの責任も負担しないものとします。

## 12. 取扱商品概要

### 【FOREXTrader 口座】

取引単位 1,000 通貨単位から

証拠金率:

個人のお客様 4.0%(レバレッジ 25 倍)

法人のお客様 1.0%(レバレッジ 100 倍)

#### 【MT4 口座】

取引単位 1000 通貨単位から

証拠金率:

個人のお客様 4.0%(レバレッジ 25 倍)

法人のお客様

・平成 29 年 2 月 3 日以前に口座開設した場合 1%(レバレッジ 100 倍)

・平成 29 年 2 月 4 日以降に口座開設した場合 2%(レバレッジ 50 倍)

#### 【Advantage Trader 口座】

取引単位 1,000 通貨単位から(一部決済では 1000 通貨未満の決済も可能)

証拠金率:

個人のお客様 4.0%(レバレッジ 25 倍)

法人のお客様 2.0%(レバレッジ 50 倍)

(注)リスク管理のため、特定の通貨ペアまたは一定金額を超えたポジション金額等に、上記記載よりも低いレバレッジが適用される場合があります。詳しくは当社ホームページにてご確認ください。

(注)平成 29 年 2 月 27 日より、法人レバレッジに対して法令による上限が導入されま  
す。同上限は金融先物取引業協会が公表し、通貨ペアごとに異なりかつ毎週、変更  
になります。当社でも平成 29 年 2 月 27 日以降、法令に準じたレバレッジを法人口座  
に適用します。詳しくは、当社ホームページ又はクライアント・サービスにお問い合わせ  
ください。なお、当社が法人口座に適用するレバレッジは、公表されるレバレッジよ  
り低くなる可能性があります。

#### 13. 売買による差損益金の振替

ポジションを決済したことにより生じた差損益金は、自動的にお客様の証拠金に振替  
られます。

#### 14. ポジションの評価について

お客様がお持ちのポジションはリアルタイムで評価されます。

#### 15. ロスカットについて

顧客取引契約書第 19 条及び本書面「21. 契約の終了について」適用事由の発生又は、口座の証拠金残高が必要証拠金額を割り込んだ後、本書面「20. 証拠金の必要額・計算方法」記載の各条項に従いお客様のオープン・ポジションのすべて又は一部は当社の裁量と判断によりロスカットされます。

【重要】当社では MT4、FOREXTrader、Advantage Trader において異なるロスカット制度を提供していますのでご注意ください。

※平成 29 年 1 月 23 日より、MT4 のロスカットにおいては、ニューヨーククローズロスカットが適用されずリアルタイムロスカットが適用され、証拠金維持率が 100%を下回った場合、随時、ロスカットが実施されます。

※FOREXTrader の場合は、従来通り、下記のニューヨーククローズロスカットと証拠金維持率が 15%を下回った場合に適用されるリアルタイムロスカットが実施されます。

※Advantage Trader の場合も従来通り、リアルタイムロスカットが適用され、証拠金維持率が 100%を下回った場合、随時、ロスカットが実施されます。

a) ニューヨーククローズロスカット(FOREXTrader の個人口座に適用されます)。

ニューヨーククローズロスカットは毎営業日のニューヨーククローズ時点で、FOREXTrader のお客様の取引口座の証拠金維持率が 100%以上を維持しているかどうかを確認する制度です。左記の条件を下回り、証拠金不足が発生した場合、当社の定めた時刻までに不足証拠金以上の証拠金の預託、もしくはポジションの決済にて証拠金不足を解消していただくこととなります。もし、証拠金不足が解消されない場合は、当社の定めた時刻以降に不足証拠金額を充当するまで保有ポジションがロスカットされることとなります。

ニューヨーククローズロスカットには、ロスカット実行までの猶予期間が設けられます。ニューヨーククローズより 17.5 時間後の日本時間午後 11 時 30 分(米国夏時間適用時)・翌午前 0 時 30 分(同冬時間適用時)までに、ニューヨーククローズロスカットの解除条件を満たした場合にはロスカット対象から除外されます。なお、上記時間ぎりぎりの入金や決済は、不足証拠金が解消されたとシステムに反映されず、ロスカットが実施されるリスクがあります。また、相場状況等により、猶予期間が短縮される可能性もあります。入金や決済により不足証拠金を解消する場合、時間的に余裕を以て実施されますようお願い申し上げます。

なおニューヨーククローズ時点で計算された金額が証拠金不足額と確定される為、その後の相場の変動によって証拠金不足額が変動することはありません。つまりニューヨーククローズ後に相場の変動により証拠金維持率が 100%以上を回復した場合でも、その日に確定した証拠金不足額への対応は必要となります。

当社では、ニューヨーククローズロスカットに関する証拠金不足額のご連絡(マージン

コール)として、毎営業日のニューヨーククローズ後に対象者様宛にメールにてご連絡させていただいております。証拠金残高不足が発生した場合、以下の状態となりますのでご注意ください。(注)通信状況等により、上記メールが送付されない可能性もあります。証拠金および証拠金不足については、お客様自身にて管理・把握されますようお願い申し上げます。

- 不足処理の完了が確認できるまでの間、新規ポジションを持つ事が出来ません。
- 証拠金が不足している間は、決済注文のみが可能です。
- 決済注文は価格到達時点で約定されます。
- 証拠金が不足している間の指値・逆指値注文は凍結扱いとなり、新規注文が設定レートに到達したものは取消されます。

#### b) リアルタイムロスカット

取引時間中、FOREXTrader 取引口座の証拠金維持率が 15%を下回った場合または MT4 及び Advantage Trader 口座の証拠金維持率が 100%を下回った場合にロスカットが実行される制度です。証拠金不足分を補うためのお客様への事前通告は無く、証拠金維持率が 100%以上を回復するまで、その時点でのリアルタイムレートで 1 つまたは複数のポジションがロスカットされます。(全てのポジションが対象となる場合もございます)。

#### c) ニューヨーククローズロスカット及びリアルタイムロスカットに関する注意点

ニューヨーククローズロスカット及びリアルタイムロスカットはお客様の損失の限定を必ずしも保障するものではありません。相場環境によってはお預かりした証拠金を超える損失が発生することもあります。

なお、FOREX Trader 及び MT4 口座に対するロスカットの際は通常お客様の口座残高維持に最も影響を与えるオープン・ポジションから決済を行います。この方法は必ずしもお客様に対する義務として当社を拘束するものではありません。

(注) Advantage Trader の場合、ロスカット発生時に全ポジションが決済されます。

なお、両建てポジション(同じ通貨ペアの売り買いの双方のポジションを持つこと)の場合、売り買いの片方のポジションの決済のみでは証拠金不足の解消にはなりません。売り買い双方のポジションを決済する必要があります。

#### d) 法人契約にて当社の取引口座をお持ちのお客様へ

FOREXTrader の法人口座にはニューヨーククローズロスカットの制度は適用されません。すべての取引ツールの法人口座に対して、証拠金維持率が 100%を割り込んだ

場合にリアルタイムロスカットが適用されます。

(注)ロスカットにより、お客様が預託した以上の損失が発生する等、思わぬ損失を被るリスクがあります。証拠金および証拠不足の状況については、お客様自身が管理・把握する必要があります。十分な有効証拠金を保ち、余裕をもってお取引をされますようお願い申し上げます。

#### 16. 売買差益に係る税金について

個人のお客様(個人事業主を除く)が行った本取引で発生した利益(売買による差益及びスワップポイント収益)は、平成24年1月1日以降に行う取引は「先物取引に係る雑所得等」として申告分離課税の対象となり確定申告をする必要があります。税率は、所得税が15%、復興特別所得税が所得税額×2.1%※、地方税が5%となります。その損益は、差金等決済をした他の先物取引の損益と通算でき、また通算して損失となる場合は、一定の要件の下、翌年以降3年間繰り越すことができます。

法人のお客様が行った店頭外国為替証拠金取引で発生した所得(売買による差益及びスワップポイント収益)は、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。当社は、お客様の店頭外国為替証拠金取引について差金等決済を行った場合には、原則として、お客様の所在地、法人名、支払金額等を記載した支払調書を当社の所轄税務署長に提出します。

いずれの場合も、詳しくは、所管の税務署又は税理士等の専門家にご相談下さい。

※ 復興特別所得税は、平成25年から平成49年まで(25年間)の各年分の所得税の額に2.1%を乗じた金額(利益に対しては、0.315%)が、追加的に課税されるものです。

#### 17. 証拠金の増減について

当社に対する手数料のほかに、取引による損金及び取引に関する費用を証拠金から控除します。また、ポジション決済による益金は、証拠金に加算します。FOREXTrader、Advantage Trader、平成29年2月4日以降に口座開設したMT4口座に対して発生したスワップポイントは、発生のとど、口座から出金又は口座へ入金されます。但し、平成29年2月3日以前に口座開設したMT4口座に対して発生したスワップポイントは、従来通り、決済時にまとめて口座から出金又は口座へ入金されます。

#### 18. 証拠金の返還について



余剰となった証拠金の全部又は一部の返還を希望される場合は、マイアカウント画面よりお手続きが可能です。(ただし、マイアカウントに不具合が生じている場合は、取引システム上の口座残高のご確認をお願いする場合があります。この場合は、取引システム上に表示された数値が正しいものとして、出金依頼書の再提出をお願いすることがあります。)。当社所定の出金依頼書をご利用の場合、必要事項をご記入、ご署名及びご捺印の上、当社クライアント・サービスまで郵便若しくはファックス又は画像を添付したメールでのご送付をお願いします。出金依頼の受領確認の上、原則3銀行営業日以内にお客様の金融機関口座へお振込み致します。(社内手続きや銀行手続きの関係上、3営業日以上かかるケースがありますのでご了承ください)。

## 19. 口座情報について

証拠金の入出金並びに証拠金残高及び取引明細若しくは建玉明細等の書面は、すべて当社の取引システム又はウェブサイト上で提供しています。(ご希望のお客様には、別途有料にて送付いたします)。電磁的方法にて提供されているこれらの書面はお客様がオンライン上でアクセスしたか否かにかかわらず、当社によってお客様が閲覧可能となった時点で有効と見なされます。

## 20. 証拠金の必要額・計算方法

a) 預託証拠金 - お取引を開始する際に預託証拠金が必要です。預託証拠金の最低金額は50,000円です。預託証拠金は円貨でのみ承ります。外貨での受け入れ及び有価証券等をもって代用することはできません。また、送金された預託証拠金の口座振替は当社が受領確認後直ちに行うものとし、お客様以外の名義人で送金された預託証拠金については、合理的理由又は適用法規制等に則して適法であると判断されない限り当社はこれを受領せずまたお客様の口座に振替えることはありません。なお、お客様から当社へATM又は銀行窓口から送金される場合の送金手数料はお客様のご負担となります。

b) 証拠金率 - お客様に適用される証拠金率は口座開設の際に選択される口座種類ごとにあらかじめ設定されております。現状では、個人のお客様に関しては、口座開設時4%(レバレッジ25倍)に設定されます。法人のお客様に関しては、「12.取扱商品概要」記載の証拠金率が適用されます。

(注)リスク管理のため、特定の通貨ペアまたは一定金額を超えたポジション金額等に、上記記載よりも低いレバレッジが適用される場合があります。お取引前に必ず当社ホームページにて取引通貨ペアとレバレッジをご確認ください。

c) 口座残高 = 入出金 + 実現損益 + スワップポイント + その他調整金やキャッシュバック等、当社がお客様の口座に入出金したもの  
※「預託証拠金」とも呼ばれます。

d) 証拠金残高 = 口座残高 + 未確定損益 + 決済前の MT4 のスワップポイント  
※「有効証拠金」または「余剰証拠金」とも呼ばれます。

(注意)未確定損益は、提示価格の変動に伴いリアルタイムに変動します。また、外貨クロスの未確定損益は円転レートの変動に伴い、提示価格の変動とは別に、変動します。(円転レートも、リアルタイムで変動します)。証拠金維持率が100%近くの場合、通貨ペアや円転レートの変動で証拠金不足になりロスカットになる恐れがあります。証拠金残高に余裕をもってお取引を行ってください。

e) 必要証拠金 - 取引を開始するに当たって、取引金額とレバレッジに応じて算定された金額を必要証拠金といいます。この金額はお客様の預託金から担保分として決済までの間、拘束されます。

必要証拠金 = 取引数量 × 取引レート × 証拠金率 (× 円転レート)

※必要証拠金の合計金額を「維持証拠金」とも呼びます。

(注意) Advantage Trader の必要証拠金は、通貨ペアの提示価格の変動に伴いリアルタイムに変動します。また、外貨クロス of 必要証拠金は円転レートの変動に伴い、提示価格の変動とは別に、変動します。(円転レートも、リアルタイムで変動します)。証拠金維持率が100%近くの場合、円転レートの変動で証拠金不足になりロスカットになる恐れがあります。証拠金維持率を把握し、証拠金残高に余裕をもってお取引を行ってください。

f) 証拠金維持率 = (証拠金残高 ÷ 必要証拠金) × 100

証拠金維持率が当社指定の一定割合を下回るとロスカットの対象となります。詳しくは「15. ロスカットについて」をご確認ください。

なお、お客様が新規注文を発注する際に、約定後に証拠金維持率が100%を下回るような新規注文は証拠金不足と判定され約定されません。

g) FOREXTrader における追加証拠金

毎営業日ニューヨーククローズ時点(以下、「判定時」)でお客様の証拠金残高が維持

証拠金相当額(=必要証拠金額)以下になった場合は、当社が予め指定した刻限までに判定時における証拠金残高と維持証拠金相当額の差額以上の追加証拠金の預託又は既存のオープン・ポジションのすべて又は一部の決済が必要となり、当社はお客様に電子メール等により追加証拠金及びオープン・ポジション決済の請求を行います。追加預託は判定時後の相場状況に関わらず必要となり、指定刻限までに当社側で上記方法による維持証拠金額の回復が確認できない場合、又は市場環境等の変化により前号記載の様に余剰証拠金が必要証拠金に対して当社が別途指定した水準を下回る状態となった場合、当社の裁量と判断によりお客様の口座内のオープン・ポジションのすべて又は一部をロスカットさせていただきます(本書面「15. ロスカットについて」も併せてご確認ください)。

\*メールアドレスの変更のお届けがされていない場合や、携帯電話メールアドレスでのドメイン指定または一部メールアドレス等で、当社から配信したメールを受信できない場合、証拠金不足の連絡が届かずポジションが自動的に決済されることがありますので資金の管理はご自分の責任でしっかりお願いします。

\*当社より追加証拠金預託要請を受けたお客様が、出金依頼のお申込みをされている場合、当社側で当該出金依頼を取消させていただくことがあります。

\*法人のお客様には上記が適用されません。法人のお客様の場合、証拠金維持率が100%を下回った時点でロスカットとなります。

#### h) MT4 及び Advantage Trader 口座における指定決済時の証拠金について

MT4 取引システムをお使いの場合、指定決済を行わない場合、売り買いそれぞれのポジションがオープン・ポジションとしてそのまま口座に残留いたします。この場合、必要証拠金は売り買いそれぞれの残存ポジションの総額が多額な側に掛かることとなります。両建ては、お客様にとって価格のスプレッドのみならず、スワップポイントのスプレッドの差を負担することなどのデメリットがあり、経済合理性を欠くおそれがあります。指定決済を行わず損益が確定していないオープン・ポジションを放置しますとこのようにお客様に不利に働く場合もございますので、両建てのオープン・ポジションを解消する場合は MT4 取引システム上での注文の変更・取消機能内の「両建て解除」を使い残存ポジション決済の確定をされますようお願いいたします。

Advantage Trader においても、両建て取引が有効な場合、同一通貨ペアの売りと買いは相殺されません。両建てのオープン・ポジションを決済する場合、両建ての機能を無効にしてから決済を行うようご注意ください。

i) 証拠金率の変更申込み 一口座開設後の証拠金率の変更申込については、クライアント・サービスにお問い合わせください。

j) その他 — お客様の属性やお取引状況を考慮し、証拠金の預託上下限額、保有ポジションの上限額及びレバレッジを変更させていただく場合があります。

## 21. 契約の終了について

本契約は、お客様又は当社により終了されるまで効力を有し続けるものとします。

(i) お客様が提供取引のオープン・ポジションを有さず、且つお客様が当社に対するいかなる債務も負っていない場合であって、(ii) 口座解約届にて 103-0022 東京都中央区日本橋室町 4-4-10 東短室町ビル 3 階 ゲインキャピタル・ジャパン株式会社 クライアント・サービス宛に郵便、FAX 又は画像添付メールのいずれかにて当社宛に 3 日前の書面による通知を行った場合であって、さらに、(iii) 当社が当該口座解約届の受領を確認した場合には、お客様は、本契約を終了させることができます。

当社は以下の事由発生時に、当社の独自の裁量と判断により、お客様に事前の通知なくいつでも本契約を終了させる権利を有するものとします。この場合、当社は顧客取引契約書第 9 条内各条項に則して、お客様の勘定でお客様のオープン・ポジションのロスカットを執行する権利を有するものとします。

- (1) お客様が法令等または顧客取引契約書)、その他関連する規定に抵触・違反したときまたは抵触・違反したと弊社が判断したとき
- (2) お客様が第 11 条の 11-2 に規定された禁止行為に抵触したまたは抵触したと弊社が判断したとき
- (3) 本重要事項説明および顧客取引契約書にお客様が同意しないとき
- (4) お客様が当社に対する届出事項について虚偽の届出を行っていたときまたは当社が虚偽の届け出があると判断したとき
- (5) お客様が当社(当社の関連会社並びに業務を委託している相手方を含む。)の名誉又は信用を毀損したと当社が判断したとき
- (6) お客様が当社(当社の関連会社並びに業務を委託している相手方を含む。)の業務の運営又は維持を妨げていると当社が判断したとき
- (7) お客様が反社会的勢力の団体及び団体員並びに団体関係者に該当すると当社が判断したとき

- (8) お客様からの預り資産の全部又は一部が、犯罪行為によって不正に取得した疑いがあると当社が判断したとき
- (9) お客様から非居住者になる旨の届出があったときまたは非居住者であると当社が判断したとき
- (10) お客様の取引方法や取引数量等を鑑み、お客様のご注文を当社で許容できないと判断したとき
- (11) お客様の取引口座が他人名義もしくは架空名義で開設されていると当社が判断したときまたは他人に名義を貸す行為(＝お客様が開設した口座を他人に利用させる行為)等、なりすましに関与していると当社が判断したとき
- (12) お客様の開設口座のお取引及び全ての残高がなくなった後、相当期間が経過したとき
- (13) 前各号の他、やむを得ない事由により、当社が取引を継続することが不適切であると認めるとき
- (14) お客様の取引方法または手段(取引に使用するプログラム、ソフトウェア、システム、機器または装置を含む)が当社並びに当社カバー先、提携先のシステム、機器他に障害を与えるまたは当社がその可能性があるかと判断した場合
- (15) FOREXTrader 口座及び平成 29 年 2 月 3 日以前に口座開設した MT4 口座の場合は、口座開設完了日以降 120 日以上お取引口座にお取引又は入金がない場合
- (16) 価格配信のレイテンシー等を利用した取引を行なったと当社が判断した場合※上記事項を調査する期間において、当該お客様の取引を制限することがあります。
- (17) 以下(a)、(b)、(c)の場合、直ちに契約終了となるわけではありませんが、お取引の再開をご希望の場合は、別途手続きが必要です。
- (a) FOREXTrader 口座： 残高が 0 円になった時点から 240 日が経過するとお取引口座へのログインができなくなります。ただしお客様のリクエストにより再度ログインできるよう変更が可能です
- (b) 平成 29 年 2 月 3 日以前に口座開設した MetaTrader4 口座： 残高が 0 円になった時点から 240 日が経過するとマイアカウント及び MetaTrader4 が無効になります

(c) Advantage Trader 口座及び平成 29 年 2 月 4 日以降に口座開設した MT4 口座：  
口座管理料により残高が 0 円になった後、取引またはポジションが無い状態が 120 日  
継続するとログインができなくなります

(18) お客様の氏名若しくは名称、住所若しくは事務所の所在地、電話番号、E メール  
アドレスの変更・廃止等により、お客様が当社からの電話、メールを受領できない状  
態である場合

(19) お客様が当社ホームページに掲載するお知らせをご確認いただけないと当社が  
判断した場合

(20) お客様が死亡したとき。心身機能の重度な低下により、本取引の継続が困難ま  
たは不可能となったとき

(21) 支払いの停止、私的整理手続又は破産、会社更生手続等事由により、お客  
様が支払い不能になったときまたは支払い不能になるであろうと判断できるとき

何れかの当事者による終了は、本契約規定の双方の権利義務を毀損するものでは  
なく、事前に締結した契約又はその他の取引に影響を及ぼさないものとし、本契約に  
定められた義務について当事者を免責しないものとし、また、不足額に起因するいか  
なる債務からもお客様を免責しないものとします。

2 お客様との間の本取引を解約する場合において、お客様が当社と行う本取引のポ  
ジションが残存するとき、またはお客様の当社に対する債務が残存するときは、残存  
するポジションを反対売買により決済した上で、当社とお客様の間の債権債務を清算  
するものとします。

3 前項の場合に、特別に発生した諸費用はお客様がその都度当社に支払うものと  
します。

## 22. 専門用語解説

取引に関する主要な用語の解説については、当社ホームページ内「FX 関連用語集」  
も併せてご参照下さい。

・買建玉(かいたてぎよく)

買付取引のうち、決済が終了していないものをいいます。

・売建玉(うりたてぎよく)

売付取引のうち、決済が終了していないものをいいます。

・オープン・ポジション

建玉のことをいいます。両建て取引が有効でない場合、同一通貨ペアの買建玉と売建玉は相殺され、多い方の建玉がオープン・ポジションとなります。

・ビッド

金融商品取引業者が価格を示して特定数量の商品を買い付ける旨の申出をすることをいいます。お客様はその価格で売り付けることができます。

・オファー（またはアスク）

金融商品取引業者が価格を示して特定数量の商品を売り付ける旨の申出をすることをいいます。お客様はその価格で買い付けることができます。

・転売（てんばい）

買建玉を手仕舞う（買建玉を減じる）ために行う売付取引をいいます。

・買戻し（かいもどし）

売建玉を手仕舞う（売建玉を減じる）ために行う買付取引をいいます。

・カバー取引（カバーとりひき）

金融商品取引業者がお客様を相手方として行う店頭外国為替証拠金取引の価格変動によるリスクの減少を目的として、当該店頭外国為替証拠金取引と取引対象通貨、売買の別等が同じ市場デリバティブ取引又は他の金融商品取引業者その他の者を相手方として行う為替取引又は店頭外国為替証拠金取引をいいます。

・金融商品取引業者（きんゆうしょうひんとりひきぎょうしゃ）

店頭外国為替証拠金取引を含む金融商品取引を取り扱う業務について、金融商品取引法による登録を受けた者をいいます。

・差金決済（さきんけっさい）

先物取引やオプション取引等の決済にあたり、原商品の受渡しをせず、算出された損失又は利益に応じた差金を授受することによる決済方法をいいます。

・指値注文（さしねちゅうもん）

価格の限度（売りであれば最低値段、買いであれば最高値段）を示して行う注文をいいます。これに対し、あらかじめ値段を定めないで行う注文を成行注文といいます。

・証拠金（しょうきん）

店頭外国為替証拠金取引の契約義務の履行を確保するために差し入れる保証金をいいます。

・スワップポイント

店頭外国為替証拠金取引におけるロールオーバーは、当該営業日に係る決済日から翌営業日に係る決済日までの売付通貨の借入れ及び買付通貨の貸付けを行ったことと実質的に同じであると考えられます。ロールオーバーにより決済期日が繰り越された場合に、組合せ通貨間の金利差を調整するために、その差に基づい

て算出される額をスワップポイントといいます。

・スリッページ

お客様の注文時に表示されている価格又はお客様が注文時に指定した価格と約定価格とに相違があることをいいます。

・追加証拠金(つかししょうきん)

証拠金残高が相場の変動により自己の建玉を維持するのに必要な金額を下回った場合に追加して差し入れなければならない証拠金をいいます。

・デリバティブ取引(デリバティブとりひき)

その価格が取引対象の価値(数値)に基づき派生的に定まる商品の取引をいいます。先物取引及びオプション取引を含みます。

・店頭外国為替証拠金取引(てんとうがいこくかわせしょうきんとりひき)

通貨を売買する外国為替取引と取引金額よりも少額の証拠金を預託して大きな取引を行う証拠金取引を合成した取引をいい、店頭デリバティブ取引の一つです。

・店頭金融先物取引(てんとうきんゆうさきものとりひき)

店頭外国為替証拠金取引のように、金融商品取引所が開設する取引所金融商品市場及び外国金融商品市場によらずに行われる通貨・金利等の金融商品のデリバティブ取引をいいます。

・店頭デリバティブ取引(てんとうデリバティブとりひき)

金融商品取引所が開設する取引所金融商品市場及び外国金融商品市場によらずに行われるデリバティブ取引をいいます。

・特定投資家(とくていとうしか)

店頭金融先物取引を含む有価証券に対する投資に係る専門的知識及び経験を有すると認められる適格機関投資家、国、日本銀行等をいいます。一定の要件を満たす個人は特定投資家として取り扱うよう申し出ることができ、一定の特定投資家は特定投資家以外の顧客として取り扱うよう申し出ることができます。

・値洗い(ねあらい)

建玉について、毎日の市場価格の変化に伴い、評価替えする手続きを値洗いといいます。

・ヘッジ取引(ヘッジとりひき)

現在保有しているかあるいは将来保有する予定の資産・負債の価格変動によるリスクを減少させるために、当該資産・負債とリスクが反対方向のポジションを取引所金融商品市場や店頭市場で設定する取引をいいます。

・両建て(りょうだて)

同一通貨ペアの売建玉と買建玉を同時に持つことをいいます。

・ロスカット

お客様の損失が所定の水準に達した場合、金融商品取引業者が、リスク管理のた



め、お客様の建玉を強制的に決済することをいいます。

・ロールオーバー

店頭外国為替証拠金取引において、同一営業日中に反対売買されなかった建玉を翌営業日に繰り越すことをいいます。

・未確定損益(みかくていそんえき)

オープン・ポジションを仮に現在レートで決済した時の暫定収益／損失の総額で、実勢レートに連動して金額は変動します。未確定損が拡大すると維持証拠金が減少します。

・デイオンリー注文

当日限りの注文で、注文があった日の米国 NY 時間午後 5 時まで有効な注文のことで、成行注文を除きます。

・GTC 注文(じーていーしーちゅうもん)

お客様が取り消すまで有効な注文です。(但し、当社 FOREXTrader の場合、注文設定時、もしくは途中で注文を修正した日から 90 日間のみ有効です。90 日過ぎましたら、自動的にキャンセルされます)。

## 22-2. 注文種類ごとの執行方法

### (1) 成行注文(マーケット・オーダー):

成行注文は、お客様の注文が当社のカバー先のホストコンピュータにて受注されたときにおける約定可能な基本価格(※1)のうち、最良値で執行されます。

お客様が当注文を行う場合、お客様の発注時に取引画面に表示されている価格と実際の約定価格との間に価格差(=スリッページ)が生じている場合があります。当該価格差は、お客様端末と当社システム間の通信及び当社システムがお客様の注文を受け付けた後の約定処理に要する時間の経過に伴い発生するものです。また、下記(※2)の場合には、約定処理時点で約定可能な価格をカバー先が新たに入手してから約定するために、提示価格ではない価格で約定するケースがあります。その場合、上記時間の経過によるスリッページとは別に、約定執行時点で配信された基本価格と約定価格の間に価格差が生じる場合があります。スリッページは、相場や流動性の状況により、お客様にとって有利な場合もあれば、不利な場合もあります。

(※1) 基本価格とは、取引ツール上にて当社がお客様に配信(提示)した価格のことです。なお、相場急変時や注文集中時または大口注文など当該基本価格を以って約定可能な数量が当該注文数量に満たない場合等は、約定可能な価格をカバー先が新たに入手してから約定するために、提示価格にて約定しないケースもあります。

(※2)相場急変時や注文集中時または大口注文など当該基本価格を以って約定可能な数量が当該注文数量に満たない場合等は、約定可能な価格を新たにカバー先が入手してから約定するために、提示価格にて約定しないケースもあります。

(注) Advantage Trader のお客様は、通貨ペア毎のスリッページ許容幅をマーケット・インフォメーション画面にて設定することが可能です。例えば、0 と設定するとスリッページは無くなりますが、お客様の発注後に相場が変動すると、受注が拒否されます。スリッページの許容幅を狭めれば、受注が拒否される可能性が高まります。

#### ストリーミング注文:

ストリーミング注文は、FOREXTraderPRO 用に開発された注文設定です。この設定で成行注文を発注すると、お客様の注文を執行しようとした時点の基本価格がお客様の注文価格と等しい場合に、当該基本価格を以って約定します。お客様の注文を執行しようとした時点の基本価格が当該注文価格と比べて有利な場合または不利な場合には、新たに基本価格の再提示が行われます。また、お客様が指定したスリッページ許容幅以内の基本価格で約定し、それ以外の場合は、注文はキャンセルされて、新たに基本価格が再提示されます。なお、ストリーミング注文 (FOREXTrader PRO のみ) の初期設定におけるスリッページ許容幅の設定は、1pip になっています。相場が受注価格よりも1pip 以上不利な方向に動いた場合は、当該注文は約定されません。しかしながら、もし、相場が受注価格よりもお客様にとって有利な方向に動いた場合は、当該注文は約定されます。お客様は、FOREXTrader PRO の設定からご希望のスリッページ許容幅を調整することができます。但し、市場が急変している場合や流動性が極端に低くなっている場合等すぐに新しい価格が再提示できない状況下においては、再提示を行わずに当該注文をキャンセルすることがあります。

当注文の執行は、お客様の注文を執行しようとした時点の基本価格がお客様の注文価格と等しい場合に当該基本価格を以って約定するので、原則、スリッページは発生しません。但し、当社が設定する範囲内で、お客様がスリッページ許容幅を設定している場合、注文価格と実際の約定価格との間に価格差が生じている場合があります。当該価格差は、お客様端末と当社システム間の通信及び当社システムがお客様の注文を受け付けた後の約定処理に要する時間の経過に伴い発生するものです。また、下記(※2)の場合には、約定処理時点で約定可能な価格をカバー先等から新たに入手してから約定するために、提示価格ではない価格で約定するケースがあります。その場合、上記時間の経過によるスリッページとは別に、約定執行時点で配信された価格と約定価格の間に価格差が生じる場合があります。スリッページは、相場や流動性の状況により、お客様にとって有利な場合もあれば、不利な場合もあります。

(※2)相場急変時や注文集中時または大口注文など当該基本価格を以って約定可能な数量が当該注文数量に満たない場合等は、約定可能な価格を新たにカバー先が入手してから約定するために、提示価格にて約定しないケースもあります。

(2)リミット注文(指値注文):

MT4 及び FOREXTrader の場合、リミット注文は、お客様の指値(指定した値段)又はお客様の指値より有利な値段で執行されます。売りの指値注文は、ビッド(当社の買値)がお客様の指値に達したときに注文執行がなされます。買いの指値注文は、オファー(当社の売値)がお客様の指値に達したときに注文執行がなされます。

当社は、受注時における基本価格に対して、有利な価格が注文価格として指定されたもののみ有効な注文として受注します。当注文を受け付けた後、当該注文を約定可能な範囲の基本価格が提示価格として配信された時に、当該注文の執行の順番である場合、当該基本価格(※3)を以って当該注文を約定します。

(※3)相場急変時や注文集中時または大口注文など当該基本価格を以って約定可能な数量が当該注文数量に満たない場合等は、約定処理時点で約定可能な価格をカバー先等から新たに入手してから約定するために、提示価格ではない価格で約定するケースがあります。そのために、約定執行時に配信された価格と約定価格に価格差が生じる場合があります。但し、注文価格より不利な価格で約定されることはありません。

Advantage Trader の場合、お客様が指値注文を発注する際の提示価格に対して有利な価格が注文価格として指定された注文のみ指値注文として受注します。具体的には、注文画面にてエントリー注文を選択し、買い指値注文の場合は提示価格より当社設定の乖離幅以上の低い価格を設定したとき、売り指値注文の場合は提示価格より当社設定の乖離幅以上の高い価格を設定したときに指値注文として受注します。なお、付属注文(注2)の場合は、指値、逆指値を選択して発注します。

当注文は、メンテナンス時間を除く取引時間外にも発注できます。

(注2)付属注文とは、注文画面にて、主たる注文に付随する形で発注する指値又は逆指値注文です。付属注文の場合、売り・買いの別を指定することはなく、主たる注文の逆方向(例えば、主たる注文が買いの場合、付属注文は売りの指値又は逆指値注文となります)。

(3)ストップ(ロス)注文(逆指値注文):

MT4 及び FOREXTrader の場合、当注文は、お客様が注文時に、成行注文の執行を行うトリガーとなる価格(逆指値)を指定して行います。当社は、受注時における基本価格に対して、不利な価格が逆指値として指定されたもののみ有効な注文として受注します。当注文の売りは、お客様が指定した逆指値以下、買いは逆指値以上の基

本価格が配信されたときに、当該時点を以って通常の成行注文を受け付けた場合と同様に、成行注文の執行を行います。成行注文は注文価格が指定されておらず、当該注文の約定処理時点で、お客様への提示価格として配信した基本価格(※4)を以って行います。

(注) Advantage Trader の場合、当注文は、注文画面にてエントリー注文を選択し、買い逆指値注文の場合は提示価格より当社設定の乖離幅以上の高い価格を設定したとき、売り逆指値注文の場合は提示価格より当社設定の乖離幅以上の低い価格を設定したときに逆指値注文として受注します。

なお、付属注文の場合は、指値、逆指値を選択して発注します。

当注文は、メンテナンス時間を除く取引時間外にも発注できます。

当注文は、お客様の指定した逆指値で約定する注文ではなく、逆指値またはそれより不利な基本価格が配信されたときに成行注文として発注され、左記基本価格が配信された後に配信される約定可能な基本価格で約定される注文です。そのため、逆指値と約定価格の間にスリッページが生じることがあります。(=当社システムが当該成行注文を受け付けた後の約定処理に要する時間の経過に伴い価格差が発生します)。

(※4) 相場急変時や注文集中時または大口注文など当該基本価格を以って約定可能な数量が当該注文数量に満たない場合等は、約定処理時点で約定可能な価格をカバー先等から新たに入手してから約定するために、提示価格ではない価格で約定するケースがあります。その場合、上記時間の経過によるスリッページとは別に、約定執行時点で配信された価格と約定価格の間に価格差が生じる場合があります。スリッページは、相場の状況により、お客様にとって有利な場合もあれば、不利な場合もあります。(但し、逆指値と同じ又はそれよりも不利な提示価格が配信されたときに成行注文として発注されるため、多くの場合、お客様にとって不利なスリッページが発生する可能性があります)。

(注意点)

例えば、週末メンテナンス明けなど、取引開始時点の基本価格が、前週の基本価格と大きく相違している場合があります。そのようなときに、前週または週末メンテナンス明けから取引開始までの間に発注された逆指値注文は、取引開始時に、前週の基本価格と大きくかい離れた基本価格が配信された時点で成行注文として発注され約定されるケースがあります。また、取引時間中であっても、各国の経済指標・統計の発表や突発的なニュース等によりレートの値動きが大きくなった場合、逆指値で指定したレートから大きく乖離したレートで約定する場合があります。その場合、お客様が指定した逆指値よりも著しく不利な価格で約定するケースがありますので、ご注意下さい。

#### (4)トレーリング注文:

当注文は、お客様が逆指値を指定せずに、トレーリング注文として、発注時の提示価格(買い注文では、買値:OFFER、売り注文では売値: BID)からのトレール幅を指定して発注する逆指値注文です。買注文は、「発注時提示価格+トレール幅」が当初の逆指値となります。「買値(OFFER)」が発注時の提示価格を下回らなければ逆指値は変動しませんが、発注時提示価格を下回ると下回った価格分、逆指値が引き下がります。一方、売注文は、「発注時提示価格-トレール幅」が当初の逆指値となります。「売値(BID)」がこの発注時提示価格を超えなければ逆指値は変動しませんが、発注時提示価格を超えるとその超過した価格分、逆指値が引き上がります。当注文は、メンテナンス時間を除く取引時間外にも発注できます。

当注文の約定に用いる価格等の執行に係る基準やスリッページの有無、発生原因、お客様にとって有利不利の状況および注意事項については、上記(3)ストップ(ロス)注文の内容に準じます。

#### (注意)

MT4 のトレーリング・ストップ注文において、買ポジションの決済逆指値(売注文)を設定する場合は、相場が上昇し、配信価格が発注時の価格+トレール幅を上回らなければ逆指値は有効になりません。逆指値が有効になった後、価格がトレール幅相当下降して逆指値を下回るとストップ(ロス)注文の執行条件に準じて執行されます。一方、売ポジションの決済逆指値(買注文)注文も、配信価格が発注時の価格+トレール幅を下回らなければ逆指値は有効になりません。逆指値が有効になった後、価格がトレール幅相当上昇して逆指値を上回るとストップ(ロス)注文の執行条件に準じて執行されます。

(注)MT4 のトレーリング・ストップ注文は、上記のように、売り逆指値注文の場合、配信価格が「発注時の価格+トレール幅」を上回らないと有効になりません。例えば、トレーリング・ストップ注文を発注した後に、価格が下落を続けた場合、同注文は有効にならず、リスクヘッジとならない可能性があります。ご注意ください。買い逆指値の場合は、配信価格が「発注時の価格+トレール幅」を下回らないと有効になりません。同様のリスクがありますので、ご注意ください。

#### (5)OCO注文:

指値注文と逆指値注文を同時に発注し、どちらか一方が約定した場合に、もう一方の注文が取り消される注文です。当注文は、メンテナンス時間を除く取引時間外にも発注できます。

当注文の約定に用いる価格等の執行に係る基準やスリッページの有無、発生原因、お客様にとって有利不利の状況および注意事項については、上記(1)成行注文、(2)リミット注文、(3)ストップ(ロス)注文の内容にそれぞれ準じます。

(6)イフダン注文／イフダン OCO 注文:

あらかじめ入力した原注文が約定した後、自動的に予約注文が執行される注文です。

MT4 及び FOREXTrader の場合、原注文には「成行注文」、「リミット注文」、「ストップ(ロス)注文」の3種類があります。予約注文は「リミット注文」と「ストップ(ロス)注文」の2種類があります。予約注文については、売/買の別が注文毎に選択でき、OCO 注文として発注することもできます。当注文は、成行注文を原注文とする場合、取引時間外には発注できませんが、リミット注文またはストップ(ロス)注文が原注文である場合、メンテナンス時間を除く取引時間外にも発注できます。

当注文の約定に用いる価格等の執行に係る基準やスリッページの有無、発生原因、お客様にとって有利不利の状況および注意事項については、上記(1)成行注文、(2)リミット注文、(3)ストップ(ロス)注文の内容にそれぞれ準じます。また、本注文特有の注意事項は下記のとおりです。

(注意点)

連続注文の原注文を取り消すと、自動的に予約注文も取り消されます。但し、原注文が約定し予約注文が発注された後に、原注文により建てられたポジションを予約注文によらないで、別途、反対注文等で決済した場合には、予約注文は取り消されずに発注されたままになります。同予約注文が、前ポジションの決済目的の注文であった場合には、発注中の予約注文を取り消す必要があります。(この注意点は、MT4 については該当しません)。

Advantage Trader の場合、主たる注文は「成行注文」、「指値注文」、「逆指値注文」の3種類から選択できます。付属注文には「指値注文」と「逆指値注文」の2種類があります。付属注文の売り買いの別は、主たる注文の売り買いの別の逆方向となります。(例えば、主たる注文が買い注文の場合、付属注文は売り注文となります)。付属注文は、指値注文又は逆指値注文として単独で発注することができます(=イフダン注文)。また、OCO 注文として発注することもできます(=イフダン OCO 注文)。当注文は、成行注文を主たる注文とする場合、取引時間外には発注できませんが、指値注文または逆指値注文が主たる注文である場合、メンテナンス時間を除く取引時間外にも発注できます。

当注文の約定に用いる価格等の執行に係る基準やスリッページの有無、発生原因、お客様にとって有利不利の状況および注意事項については、上記(1)成行注文、(2)

指値注文、(3)逆指値注文の内容にそれぞれ準じます。また、当注文特有の注意事項は下記のとおりです。

(注意点)

当注文の主たる注文を取り消すと、自動的に付属注文も取り消されます。主たる注文が約定し付属注文が発注された後に、主たる注文により建てられたポジションを付属注文によらないで決済した場合にも付属注文は取り消されます。

(7) Advantage Trader におけるインディケータにもとづく注文:

Advantage Trader におけるインディケータにもとづく注文は、インディケータの設定されているチャートを右クリックして表示されるメニューから発注する注文です。お客様が発注時に指定する価格や条件での約定を保証する注文ではなく、インディケータや価格がお客様の設定した条件を満たしたときに成行注文として発注され、発注後に配信される約定可能な基本価格で約定される注文です。そのため、設定した価格または条件を満たしたときの提示価格と約定価格の間にスリッページが生じることがあります。(=当社システムが成行注文を受け付けた後の約定処理に要する時間の経過に伴い価格差が発生します)。スリッページは、前述の時間の経過に伴う価格の推移により、お客様にとって有利な場合もあれば不利な場合もあります。(但し、設定された価格や条件又はそれよりも不利な価格や条件が生じたときに成行注文として発注されるため、多くの場合、お客様にとって不利なスリッページが発生する可能性があります)。当注文特有の注意事項は下記のとおりです。

(注意点)

- ・インディケータにもとづく注文は、注文リストに表示されません。お客様は、インディケータ注文の確認や注文の訂正、削除は、本注文が発注されたチャート上で行わなければなりません。(注文リストの注文を右クリックすることにより利用できる「すべて削除」を操作しても、インディケータにもとづく注文は削除されません)。
- ・インディケータにもとづく注文はお客様がサーバーに接続しているときに執行・約定されます。お客様が当該注文を発注した後にお客様の取引ツールが当社のサーバーへ接続していない場合(例えば、ログアウトしたときや障害で接続が切れたとき)は執行されず、再ログインや接続が復活したときに、保留中だった注文はお客様の設定にもとづき執行・約定されます。
- ・相場変動が激しいときなど通常と異なる状況下において、お客様の注文が約定拒否されるケースがあります。当社は、インディケータ設定にもとづいて発注された注文の発注や約定の完全なる保証を行いません。また、インディケータ自体の正確性及び完全性及び設定条件にもとづくインディケータの動作・表示・数値等の正確性及び完全性の保証を行いません。

(8) Advantage Trader Pro (ダウンロード版)の自動売買システムからの注文  
Advantage Trader Pro のチャート画面に、テクニカル指標をもとにした売買シグナル  
(以下、「オートドライブ」)を表示することができます。

オートドライブを有効にする方法は下記のとおりです

1. 任意のチャートを選択します。(通貨ペア及び時間足を特定します)。
2. チャート画面上で右クリックし、メニューから「オートドライブを追加」を選択します。
3. テクニカル指標をもとにした各種ストラテジーが表示されます。お好みのストラテジーを選択し「追加」ボタンをクリックすると、設定画面が表示されます。
4. 設定画面にて、ストラテジーの設定値を自由に変更することができます。例えば、移動平均線の対象期間やボリンジャーバンドの標準偏差を変更することができます。また、自動売買を利用したい場合は、この画面の「トレーディング・パラメーター」にて注文数量を設定します。設定が完了したら「OK」ボタンをクリックします。
5. チャート上に上向きの矢印と下向きの矢印が表示されます。上向きの矢印は買いシグナルで、下向きの矢印は売りシグナルです。例えば、売りシグナルに従い、新規に売建てを行った場合、次に表示される買いシグナルが買戻し(=決済)のサインとなります。この時点では、シグナルが表示されるだけで自動売買はスタートしていません。
6. チャート上に表示されているストラテジーの説明欄を右クリックし、「自動取引モード起動」を選択すると、自動売買が開始します。自動売買の起動中は、チャート画面上部に常時「トレーディングシステム稼働中」と表示されます。同表示が無い場合は、自動売買が稼働していません。
7. 自動取引モードを起動した後、最初に表示されたシグナルをもとに、新規の成行注文が発注されます。同注文によって建てられた買建玉又は売建玉は、次の反対方向のシグナルの出現によって発注される成行注文にて決済されます。一度、建玉が建てられると、同建玉が決済されるまで追加の建玉が建てられることはありません。例えば、最初の買いシグナルにより建てられた買建玉があるときは、その後買いシグナルが何度出現しても追加の買建玉のための注文は発注されません。売りシグナルが出現するまで同建玉は維持されます。
8. 自動売買システムが起動している間(=チャート上部に「トレーディングシステム稼働中」と表示されている間)、一つの建玉が決済された後、次に表示された買いシグナル又は売りシグナルの出現により成行注文が発注され、新規の建玉が建てられ、その後の反対方向のシグナルの出現によって決済されるということが繰り返されます。(十分な証拠金残高が無い場合は、発注はされません)。自動売買を停止するまで、取引が繰り返し行われますのでご注意ください。
9. 自動売買を停止するためには、チャート上に表示されているストラテジーの説明欄を右クリックし、「自動取引モード終了」を選択します。チャート画面上部に「トレーディ



ングシステム稼働中」との表示が無い場合は、自動売買が停止しています。再開する場合は、上記 6 の手順で再起動することができます。

10. チャート上からオートドライブを削除する(=売買シグナルを表示させない)ためには、チャート上に表示されているストラテジーの説明欄を右クリックし、「オートドライブの削除」を選択します。

(重要)

(1) ご利用にあたっては、同機能が設定されたテクニカル指標にもとづき機械的にシグナルを発信していること及びシグナルにもとづく売買や自動売買が利益を保証するものでないことをご了承ください。

(2) 自動売買による建玉があるときでも、途中で自動売買モードを停止又はオートドライブを削除することができます。その場合、建玉をお客様自身が決済する必要があります。取引ツール画面下部の「オープンポジション」タブでご確認ください。なお、自動売買システムの取引及び注文履歴は取引ツール画面下部の「取引履歴」及び「注文履歴」に表示されません。同「取引履歴」タブ内の「詳細履歴の取得」をご確認ください。

(3) 自動売買は、お客様が取引ツールからログアウトしたときには一時的に停止します。ログインされると再度、自動売買が再開されます。※ログアウト又はログインの際に注意喚起画面が表示されますが、お客様自身でトレーディングシステムの稼働または停止にご留意ください。

(4) 自動売買システムの注文は売買シグナルにもとづく成行注文です。成行注文の執行方法やスリッページの発生条件は、本条(1)の「成行注文(マーケット・オーダー)」の規定に準じます。

(5) 相場変動が激しいときなど通常と異なる状況下において、お客様の注文が約定拒否されるケースがあります。当社は、自動売買にもとづいて発注された注文の発注や約定の完全なる保証を行いません。また、売買シグナルの正確性や完全性及び設定条件にもとづく売買シグナル、ストラテジー及び自動売買の動作・表示・数値等の正確性や完全性の保証を行いません。

## 22-2-A 価格の配信に係る基準

1. 当社は、店頭外国為替証拠金取引においてお客様に価格を配信する場合、次の基準に従って行います。

### (1) 取引価格の決定方法

お客様へ配信する価格は、カバー先である Gain Capital UK Limited(以下、「GCUK」)から配信されたビッド価格及びオファー価格をそのまま配信したものです。なお、カバー先である GCUK は、複数のカバー先から配信された価格をもとに、前項の配信価

格を決定しています。取引価格の決定については、「22-2 注文種類ごとの執行方法」をご参照ください。

#### (2) 価格配信の停止

相場の急変による流動性の低下や GCUK 自体又はそのカバー先の状況に変更が生じたこと等により、お客様の取引を約定するための十分な流動性が確保できない場合又は市場実勢を反映した価格が配信できないと判断した場合、お客様への価格配信を停止します。

#### (3) 価格配信の再開

配信が停止しており、それを再開するときについては、カバー取引から価格の提示を受けることが可能となり、また、それらの価格が市場実勢を反映した価格であると当社が判断した場合に、価格の配信を再開します。

#### (4) 価格配信再開時にロスカットが発生するリスク

価格の配信を停止している間の相場の動向によっては、再開時の価格が配信価格停止前の価格とかい離し、再開と同時にお客様のポジションがロスカットの対象となる可能性があります。その場合、再開時の価格を基準とする成行注文による決済となりますので、必ずしも再開時の価格でロスカットされるとは限りません。配信価格停止前の価格とロスカットでの約定価格とのかい離等により、大きな損失が発生する可能性があります。相場の動向によっては、お客様からお預かりした証拠金以上の損失が発生する場合があります。

### 22-2-B カバー取引先に係るリスク

当社は、Gain Capital UK Limited(以下、「GCUK」)をカバー取引先としていますが、相場の急変等により、同社からの価格が配信されない又は同社の財務状況が悪化するなどの理由から同社とのカバー取引を行うことができなくなる場合があります。その場合、当社では、GCUK から配信された価格をそのままお客様に配信していることから、お客様への取引価格の配信ができなくなります。その間は新規および決済取引の約定ができないため、すでにポジションをお持ちの場合は、その間の相場変動によっては損失が発生・拡大する可能性があり、当該損失がお客様からお預かりした証拠金以上になる恐れもあります。

また、当社は、カバー取引によってお客様との取引により当社に生じる為替リスクを相殺していますが、上述のような状況により、カバー取引が行えない場合、お客様との取引により生じる当社の損失が拡大し、それにより当社の財務状況が悪化することでお客へのサービスを提供できなくなり、状況によっては、お客様のポジションが強制決済されてしまう可能性があります。

### 22-2-C 約定の訂正及び取消

お客様の注文の約定は「22-2 注文種類ごとの執行方法」及び「22-2-3 価格の配信に係る基準」の取引価格の決定方法にもとづいて執行されます。しかしながら、当社のシステム障害やカバー取引先のレート誤配信などにより本来あるべき価格で約定しなかったこと等により、お客様に本来発生していなかったはずの利益又は損失が発生する可能性があります。その場合、本来あるべき価格での約定に訂正させていただく又は約定の取消をさせていただく場合があります。その場合、当社からお客様に対して速やかにご連絡いたします。(連絡方法は、取引画面、Eメール、電話等、状況により異なります)。

なお、「訂正」には、成立した取引の約定価格を変更することなく、①成立した取引を反対売買し、当初の利益(又は損失)を相殺した後に正しい価格での取引を新たに約定する方法もしくは②反対売買により発生する損益額に該当する額を調整する方法又は③本来あるべき約定価格との差額を調整することを含むものとします。同様に「取消」には、成立した取引を取り消すことなく、①成立した取引を反対売買し、当初の利益(又は損失)を相殺する方法又は②成立した取引の利益(又は損失)額を調整することを含むものとします。

(注) 約定の訂正及び取消がお客様の損失に係るものの場合等、法令で禁止されている損失補てんに該当する場合、そのような訂正や取消は行いません。

### 22-3. お客様の注文を執行する順序に係る事項

注文別の執行順序は、原則、成行注文、ストリーミング注文、ストップ(ロス)注文、リミット注文の順に執行されます。また、同じ注文の間では、条件が同じである場合、原則、受け付けた順番が早いものから執行します。(但し、どちらの場合も、手動約定の場合等、受け付けた順番が早いものから執行するとは限りません)

手動約定とはカバー先のディーラーによる約定で、システムによる自動約定とは異なります。適切な価格での約定を行うために、主に次の場面で、手動約定が行われます。

(1) マーケットオープン(週初やクリスマス休場明け時など)

正確な価格提示・約定を確実にを行うために手動約定を行います

(2) 取引終了前の15分間(土曜日朝の引け際など)または流動性が低下している場合

この時間帯は、流動性が低下してスプレッドが広がり、市場価格からかい離れた誤った価格(=インバリッド・レート)が提示される可能性が高まります。インバリッド・レートからお客様を保護するために、条件設定を行ったフィルターを有しており、価格が提示される前に確認することが可能となっています。手動による価格の確認と約定処理は、流動性が低下しているときのお客様保護のために行われています。

(3) 不適切な取引

不適切な取引(市場価格に比較して当社の更新が遅れた場合などの価格差を狙って行う取引、スキュアリング、過剰売買等)を行っていると思われる取引は、手動約定の設定がなされる場合があります。これにより、実際に不適切な取引を行っているかどうかを判断します。

#### (4) 市場価格と受注価格が大きくかい離している場合

受注時の注文価格と市場価格が大きくかい離している場合に、正確な約定を確保するために手動約定が行われます。市場の動きから外れた注文は、市場が急変したときや、大口注文が発注されたとき、お客様と当社間のインターネットの通信の遅延などによって生じます。

#### (5) 新規口座

新規口座が開設された際、バッチ処理によりシステム約定の設定が行われますが、その処理が完了する前にお客様が取引をされますと手動約定となる場合があります。

上記の手動約定は、市場が急変している場合や流動性が低下しているときに正確な約定を行うために行われるケースが多いので、システム約定に較べ約定執行に時間がかかるケースがあります。

### 22-4 その他注文に関する注意点

(1) お客様と当社及び当社カバー先のサーバーとの接続・通信状況により、注文を発注するため又はポジションを決済するための画面・メニュー等(以下、「発注画面等」)を操作(例えば、クリックすること。)してから発注、決済が受け付けられるまでに画面に変化が無い状況が生じることがあります。この際に、状況に変化が無いので注文が受注されていないと誤認識し、再度発注をかけるために発注画面等をクリックすること等により、2度目の注文として受け付けられてしまいます。注文を発注するまたは決済をする操作を行った後、注文受付、注文拒否、約定、決済等のメッセージを確認せずに、再度発注すると新たな注文として受け付けられるリスクがあることにご留意ください。

(2) 当社はおお客様の注文の結果につき、一切の責任を負わないものとします。

(3) 注文の証拠金チェックは発注時には行われませんので、発注した注文が約定したと仮定したときの証拠金が余剰証拠金に不足していても発注が可能です。但し、当社および当社カバー先が同注文を受注したときには証拠金チェックが行われ、余剰証拠金に不足する場合は注文が拒否されます。なお、外貨クロス等は必要証拠金を計算する際に円転レートを勘案します。受注・約定後に円転レートが変動し、証拠金不足によりロスカットになる可能性があります。

## 23. 特定投資家制度

本契約のお申込みをされる特定投資家(金融商品取引法第2条第31項に規定するもののうち、同項第4号に規定するものに限ります)のお客様は、特定投資家以外のお客様として取り扱うよう申し出ることができます。なお当社ではお客様から特段の要求が無い限りにおいてすべてのお客様を特定投資家以外のお客様として取り扱わせていただくものとします。

## 24. その他

店頭外国為替証拠金取引に関するその他諸事案の発生に関して、当社は以下のとおり取り扱わせていただきますので、予めご了承いただきますようお願い申し上げます。

### ア) マニフェスト・エラーまたはバッドティックについて

取引における提示価格において誤り又は不正確(マニフェスト・エラーまたはバッドティック)が発生した場合、当該価格による約定はお客様に事前の通告なく無条件で実際の市場価格に変更又は約定の取消をさせていただきます。その場合、お客様に発生した損益についても変更又は取消させていただきます。上記変更又は取消による逸失利益等について、お客様に請求権が無いことをお客様は承認することとします。

### イ) 取引プログラムに起因して発生する障害の回避

市販又は自身で作成された取引プログラムをお使いの場合並びに1つの口座で一度に複数の取引プログラムを用いて取引を行っている場合または特定のサーバーやIPアドレスから複数のアクセスがある場合等、当社又はそのカバー先が運営管理するサーバー他機器に対して過剰な負荷並びに障害を与える場合があります。上記取引が行われているまたは行われていると当社が判断した場合、1)当該プログラムの使用によって約定された取引の変更又は取消をさせていただく場合があります。また、安全面の観点から、2)事前通告なく当該プログラムをお使いのお客様の取引システムへのログイン停止並びにオープン・ポジション強制決済を伴う取引の停止、または当社による顧客取引契約書第19条に従い、お客様との取引契約を終了させていただく場合がございます。また当社並びに当社カバー先または提携第三者から提供または貸与された取引システムにつき、安全性確保の観点から当社により禁じられた、または推奨されない方法での使用もこれを固くお断り申し上げます。

なお、当社では、お客様が独自に使用又は作成の取引プログラム並びに関連する事柄、及び当社の金融商品に関連して当社提携先または第三者が提供するサービス

またはプログラムに関しての修復及びサポートは行っておりません。

#### ウ) 機会損失について

本書面記載のリスク又は規定(それに伴う措置を含む)により、お客様に発生する機会損失について当社は免責とさせていただきます。

#### エ) その他

(a)お客様におかれましては、お取引に際し適用法規制、自主規制団体並びに市場参加者で構成する各団体の規定の遵守をお願い申し上げます。

(b)一定期間入出金又はお取引実績のない口座は当社の判断で事前通告なく凍結をさせていただきます場合がございます。

(c)当社に口座を開設して取引を希望する場合は、口座開設申込書に本人確認書類及び法令等に基づく書類をご提出いただきます。口座開設の手続き及び必要書類等については、当社ホームページをご確認ください。なお、口座開設にあたり、当社の社内審査があります。(口座開設基準については公開していません)。

なお、お客様が当社にご登録のご住所、姓名、電話/FAX 番号、電子メールアドレス等が変更となる場合は直ちに当社まで変更のご連絡をお願いします。なお、登録情報の変更が行われず当社が連絡を取れないお客様、登録情報が実際と異なるお客様、又は口座開設完了報告書が宛先不明で当社へ返送されたお客様の口座について、当社は事前通告なくこれを閉鎖させていただきます場合があります。その際オープン・ポジションが存在していた場合は当社の裁量によりお客様の勘定でこれを清算させていただきます。また清算により元本超過損が生じた場合においてもお客様に清算義務があります。また、(言動による直接的並びに間接的な手段を含めた)お客様の暴力威圧的要求行為及び法的な責任を超えた不当な要求行為(これらに限らない)等により、当社がお客様との取引継続を不相当もしくは困難と判断した場合、不正な手段、手続き、事実と異なる情報を用いての口座開設と取引が判明した場合(又は当社がそう判断した場合)は、顧客取引契約書第 19 条並びに本書面 21 条「契約の終了について」を適用し契約を即時終結します。なお、その場合のロスカットによる損失(元本超過損を含む)はお客様の勘定でこれを清算させていただきます。

(d)特定の条件下で限定的に電話でのお取引又はご指示を受け付ける場合は、事前に当社ホームページ等で告知をさせていただきます。

(e)当社では、お客様宛のご連絡またはご案内を当社ホームページ上及び電子メール

にて行う場合があります。特に電子メールでのご連絡やご案内は、必ずご一読をお願いいたします。また、電子メールアドレスのご登録は一人のお客様につき、一つとさせていただきます。他のお客様との電子メールアドレスの共有や、個人口座をお持ちのお客様が経営する法人の電子メールアドレスとの共有を当社が確認した場合は、本人確認書類のご提出及び電子メールアドレスの変更をお願いすることがあります。法人のお客様にあつては、取引担当者ではなく、法人用の電子メールアドレスをご登録ください。また、顧客取引契約書第 13 条で記載のとおり、当社からのメールは(インターネット・サービス・プロバイダ等の)送信代理人によって受領された時点で有効と規定します。

(f) 口座開設の申込みを提出されたお客様には、口座開設手続き及び入金手続き等のサポートや取引システムの使用方法をはじめとした取引一般に関するご不明な点及び開催中のキャンペーン等のご案内並びに新商品のご紹介等を目的として、当社より電話又はメールにてご連絡をさせていただく場合があります。

#### 24-2 重要情報の変更

お客様が下記に該当した場合、速やかに当社に届け出る義務があります。該当することになったときは、クライアント・サービスまでご連絡ください。

- (1) 日本以外の居住国が追加になった場合又は居住国が変更になった場合
- (2) 日本以外の納税対象国が生じた場合
- (3) 非居住者になったとき
- (4) 外国政府において重要な地位を占める方(いわゆる「外国 PEPs」)にお客様又はご家族が該当したとき
- (5) 年収、金融資産(法人の場合、年商、資本金、会社資産、運用可能額)が大きく変更になったとき
- (6) 職業(法人の場合、主力事業内容)が変更になったとき
- (7) 法人の場合、代表者、取引担当者、実質的支配者が変更になったとき又は(ご家族を含め)上記(1)から(4)に該当することになったとき

※これ以外にも、「24 その他」で規定しているように、姓名(法人の場合、会社名)、住所、電話/FAX 番号、電子メールアドレスが変更になった場合、所定の手続きにより当社にご報告ください。

#### 24-3 平成 29 年 1 月 28 日以降に開設した MT4 口座

MT4 において、平成 29 年 1 月 28 日以降に開設した口座(以下、この項において「GF Meta(ジー・エフ・メタ)」と表記。)は新しいサーバー上にあるため、次の点において平

成 29 年 1 月 27 日以前に開設した口座(以下、この項において単に「MT4」と表記。)と異なります。

(1) 通貨ペア数

MT4: 49 通貨ペア、GF Meta: 84 通貨ペア

(2) 価格が異なるため、スプレッドに差異があります。

(3) スワップポイントに差異があります。また、MT4 は従来通り、建玉が決済されるまでスワップポイントは証拠金残高(=有効証拠金)に反映されますが、口座残高に反映されません。GF Meta の場合、スワップポイントは発生時に、口座残高に反映されます。(=発生時に口座から出金又は口座へ入金されます)。

#### 24-4 Advantage Trader の両建て取引について

注文発注画面に両建てにするかどうかの選択チェックボックスがあります。チェックボックスにチェックを入れると、両建て取引となります。

(設定により、注文画面に常にチェックボックスにチェックが入っている状態と入っていない状態に設定することができます)。注文ごとに両建て取引かどうかを選択する形となりますので、ご注意ください。

・両建て取引が有効になっている場合、同じ通貨ペアの反対方向の売買は、そのまま新規ポジションとして取り扱われます。例えば、ドル円の買いポジションを保有しているときに、ドル円の売り注文を出した場合、新規売りポジションが建てられます。

・両建て取引が無効になっている場合、同じ通貨ペアの反対方向の売買は、相殺されません。例えば、ドル円の買いポジションを保有しているときに、ドル円の売り注文を出した場合、決済注文となります。※新しい売り注文の数量が買いポジションの数量よりも多い場合、買いポジションを相殺した後の残りの売りポジションが建玉となります。注文ごとに両建てを有効・無効にできますので、発注時には両建てが有効または無効になっているかをご確認ください。

(注)両建て取引は、お客様にとって価格のスプレッドのみならず、スワップポイントのスプレッドの差を負担することなどのデメリットがあり、経済合理性を欠くおそれがあります

#### 25. 店頭外国為替証拠金取引の手続きについて

お客様が当社と店頭外国為替証拠金取引を行う際の手続きの概要は、次のとおりです。

(1) 取引の開始



a. 本説明書の交付を受ける

はじめに、当社から本説明書が交付されますので、店頭外国為替証拠金取引の概要やリスクについて十分ご理解のうえ、ご自身の判断と責任において取引を行う旨の確認書をご提出下さい(当社では電磁的方法によりご確認いただいております)。

b. 店頭外国為替証拠金取引口座の設定

店頭外国為替証拠金取引の開始に当たっては、あらかじめ当社に店頭外国為替証拠金取引口座の設定に関する約諾書を差し入れ、店頭外国為替証拠金取引口座を設定していただきます(当社では、電磁的方法による口座開設申込みをもって約諾書の差し入れに代えさせていただきます)。その際ご本人である旨の確認書類およびマイナンバーを確認できる書類をご提示していただきます。なお、口座を開設するには、一定の投資経験、知識、資力等が必要であり、当社の審査により、口座開設をお断りする場合があります。

(注)当社は、法律で定められている支払調書を税務署に提出する義務があります。その利用目的のために、新規のお客様は2016年1月から、すでに当社に口座をお持ちのお客様は、順次、マイナンバーを当社に届け出させていただきます。(届出方法については、別途、お知らせ致します)。当社からのマイナンバー提示要請には必ずお応えください。

お客様は、当社が上記利用目的のために、お客様のマイナンバーの収集・保管等の関連業務を関連会社または第三者に委託することおよび関連会社または第三者の提供するサービス、アプリケーション、データベース等を利用することを予め承認するものとします。

(2) 注文の指示事項

店頭外国為替証拠金取引の注文をするときは、当社の取扱時間内に、次の事項を正確に指示して下さい。

a. 注文する通貨ペア

b. 売付取引又は買付取引の別

(注)一部注文の場合、売り買いの指示は必要ありません。主たる注文の反対方向となります。

c. 注文数量

d. 価格(指値又は成行)(指値には、当社が提示するオファー価格又はビッド価格に応じる場合を含みます。)

(注)成行注文の場合、価格の指定はありません。なお、インディケータにもとづく注文の場合は、条件となる価格または数値となります。

e. 注文の有効期間

f. その他お客様の指示によることとされている事項

(3) 証拠金の差入れ

店頭外国為替証拠金取引の注文をするときは、当社に所定の証拠金を差し入れていただきます。また、証拠金に一定限度を超える不足額が生じるなど、証拠金の追加差入れが必要なときは、これに応じていただきます。当社は、証拠金を受け入れたときは、お客様に電磁的方法により受領書を交付します。

(注)クイック入金とは即時入金を保証するものではありません。通信状況等により正しくデータの送信が行えないなどのエラーによる機会利益の逸失、費用負担についてはお客様のご負担となります。クイック入金後に口座残高への反映等を確認するなどお客様ご自身のご対応が必要となります。

(4) 転売又は買戻しによる建玉の結了

両建て取引以外の場合、建玉の反対売買に相当する取引が成立した場合には、売却又は買戻しとし、取引数量分が建玉から減少します。決済される建玉は、お客様の指示によりますが、指示がない場合は先入先出法によります。(MT4 については、先入先出法は適用されません)。同一の通貨ペアの売建玉と買建玉を同時に持つこと(「両建て」といいます。)は、お客様にとって、オファー価格とビッド価格の差、支払いのスワップポイントと受取りのスワップポイントの差を負担することなどのデメリットがあり、経済合理性を欠くおそれがありますのでご注意ください。

(5) 注文をした取引の成立

注文をした店頭外国為替証拠金取引が成立したときは、当社は成立した取引の内容を明らかにした取引報告書をお客様に交付します。(電磁的方法により交付します)。

(6) 手数料

手数料については、7.「手数料について」をご覧ください。

(7) 取引残高、建玉、証拠金等の報告

当社は、取引状況をご確認いただくため、対象期間において成立した取引の内容並びに報告対象期間の末日における建玉、証拠金及びその他の未決済勘定の現在高を記載した報告書を作成して、お客様に交付します。

(8) 電磁的方法による書面の交付

当社からの書面の交付を電磁的方法により受けることを承諾する場合は、その旨書面又は電磁的方法による承諾をして下さい。

(9) その他

当社からの通知書や報告書の内容は必ずご確認の上、万一、記載内容に相違又は疑義があるときは、速やかに当社のクライアント・サービス(電話: 0120-288-168 又は 03-5205-6957)に直接ご照会下さい。

店頭外国為替証拠金取引の仕組み、リスク、取引の手続き等について、ご不明な点等ありましたら、当社クライアント・サービスにお問い合わせください。

平成 29 年 2 月 4 日改訂・施行